

平成 23 年 4 月 11 日

吹田市立 小・中学校、幼稚園 校医 各位

吹田市学校保健会

会長 川西克幸

新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る季節性インフルエンザ対策への移行について

厚生労働省から、今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）について、平成 23 年 3 月 31 日をもって、「新型インフルエンザ等感染症」でなくなった旨の公表が行われ、同日付けで厚生労働省から各都道府県衛生主管部局に事務連絡が発出されました（資料 1）。これを受けて大阪府教育委員会から吹田市教育委員会に通知が届きました。これに従って、吹田市立学校園でも以下のように対応することになりましたので、よろしくお願いします。

記

- 1 これまで、「新型インフルエンザ（A/H1N1）」は、学校保健安全法施行規則第 18 条第 2 項の「新型インフルエンザ等感染症」として、第一種の感染症とみなしていたが、4 月 1 日以降、第二種の感染症である「インフルエンザ」となること。このため、出席停止の期間について、「治癒するまで」から「解熱した後二日を経過するまで」となること。
- 2 学校の設置者は、児童生徒等の出席停止及び学校の臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）を行った場合は、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 18 条及び学校保健安全法施行令（昭和 33 年政令第 174 号）第 5 条の規定に基づき、引き続き速やかに保健所に連絡すること。

以上

なお、吹田市立学校園におけるインフルエンザ臨時休業基準については、吹田市学校保健会において改めて検討する予定です。それまでの間は平成 21 年 8 月 24 日作成、平成 22 年 1 月 21 日修正の「吹田市立学校園におけるインフルエンザ臨時休業基準 1. 学校園の臨時休業について」（資料 2）に基づき、対応されるようにお願いします。

各 〔都道府県
保健所設置市
特別区〕 衛生主管部局 御中

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局

新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る季節性インフルエンザ対策への移行について

新型インフルエンザ（A/H1N1）対策については、多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）については、平成 23 年 3 月 31 日をもって、感染症法第 44 条の 2 第 3 項の規定に基づき、「新型インフルエンザ等感染症」でなくなった旨の厚生労働大臣による公表（別添 1）を行いましたのでご連絡いたします。

また、「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る季節性インフルエンザ対策への移行について（事前の情報提供）」（平成 23 年 3 月 18 日付け厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡）でご連絡した通り、厚生労働省としては、平成 23 年 4 月 1 日以降、「インフルエンザ（H1N1）2009」という名称を使用することといたしますので、住民への広報において混乱なきようご対応をお願いいたします。

上記公表に伴い、これまでに発出した今般の新型インフルエンザに係る事務連絡の取扱いについては、下記の通りといたしますのでご確認をお願いいたします。

記

1. 事務連絡の取扱いについて

- (1) 今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）に関して、平成 21 年 4 月 28 日から平成 23 年 3 月 30 日の間に「厚生労働省新型インフルエンザ対策本部事務局」より発出された事務連絡については、廃止とする。
- (2) ただし、「政府において備蓄した抗インフルエンザウイルス薬の都道府県への放出手順について」（平成 21 年 7 月 9 日付け厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡）については、別添 2 のとおり、引き続き有効である。

2. サーベイランスについて

平成 23 年 4 月 1 日以降のサーベイランス体制につきましては、別途、「インフルエンザに係るサーベイランスについて」（平成 23 年 3 月 31 日付け健感発 0331 第 1 号健康局結核感染症課長通知）において示しておりますので、参照されたい。

吹田市立学校園におけるインフルエンザ臨時休業基準

平成 21 年 8 月 24 日作成
平成 22 年 1 月 21 日修正
吹田市教育委員会

1. 学校園の臨時休業について

学級休業は学校長が学校医と相談の上決定する。

学年休業・学校休業は、当該校園の患者数及びインフルエンザ有症状者数などにより、吹田市教育委員会、大阪府吹田保健所、学校医と協議の上決定する。

(1) 臨時休業の基準

学級休業

当該学級で 15%の患者が発生していること

患者の定義： 新型・季節性にかかわらず、医療機関においてインフルエンザと診断された者。インフルエンザ検査の実施の有無は問わない。

学年休業

学級休業が当該学年で半数以上にまたがっていること

学校園の臨時休業

学年休業が当該学校で半数以上にまたがっていること

その他吹田市教育委員会が必要と認めた場合に臨時休業を行う。

(2) 臨時休業の期間

4 日間 原則として臨時休業の基準を満たした日の翌日を基点とする。

休日の次の日から臨時休業措置をとるケースなどで、休業に関する連絡を行うため一旦登校させ、速やかに下校させた場合は、接触時間が少ないことから、この日を休業日に数えることは差し支えない。